

報告第11号

令和8年度福津市学校給食共同調理場場長の任命について

福津市学校給食共同調理場条例（平成17年福津市条例第63号）第3条の規定に基づき、令和8年度福津市第1学校給食共同調理場及び福津市第2学校給食共同調理場の場長を任命することについて、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第7条第1項第1号の規定に基づき令和8年4月1日に別紙のとおり教育長により専決したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長の専決）

第7条 教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決（特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。）をすることができる。

（1） 第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員（任期付き採用職員を含む。）の任命その他の人事（懲戒を除く。）に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要と認めるものについて教育委員会に報告しなければならない。

○福津市学校給食共同調理場条例（抄）

（職員）

第3条 共同調理場に、場長その他必要な職員を置くことができる。

福津市第1学校給食共同調理場場長名簿

任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------|-----------|
| 場長 | 石井 啓雅 | 福津市学校教育課長 |

福津市第2学校給食共同調理場場長名簿

任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------|-----------|
| 場長 | 石井 啓雅 | 福津市学校教育課長 |

報告第12号

令和8年度教務主任等の任命について臨時代理した件の承認について

福津市立小中学校管理規則（平成17年福津市教育委員会規則第9号）第17条の規定に基づき、令和8年度福津市立学校の教務主任等を任命することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市立小中学校管理規則（抄） （教務主任等）

第17条 学校には、特別の事情があるときを除き、次の各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（1） 小学校

| | |
|------|--|
| 教務主任 | 校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 |
| 学年主任 | 校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡 |

| | |
|------|-----------------------------|
| | 調整及び指導、助言に当たる。 |
| 研究主任 | 校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。 |
| 保健主事 | 校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。 |
| 司書教諭 | 校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。 |

(2) 中学校

| | |
|--------|---|
| 教務主任 | 校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 |
| 学年主任 | 校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 |
| 研究主任 | 校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。 |
| 保健主事 | 校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。 |
| 生徒指導主事 | 校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 |
| 進路指導主事 | 校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 |
| 司書教諭 | 校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。 |

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の主任等(研究主任及び司書教諭を除く。以下この項において同じ。)の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ当該主任等を置かないことができる。
- 3 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭、主務教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 4 保健主事は、指導教諭、主務教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。
- 5 司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、主務教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 6 第1項に規定する主任等にあつては、当該学校の校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 7 校長は、第1項に規定する主任等のほか、必要に応じ、当該学校の職員に、校務を分担する主任等を命ずることができる。この場合、校長は当該主任等の職名、職務内容及び命じた職員の氏名を教育委員会に報告しなければならない。

臨時代理書

令和8年度教務主任等の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年度教務主任等の任命について
（令和8年度教務主任等辞令台帳：別紙のとおり）

理由

令和8年4月1日付で令和8年度教務主任等の任命を行う必要がある。
これが、臨時に代理する理由である。

令和8年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

| | 学校名 | 職名 | 氏名 | 年度 | 内容 |
|----|--------|----|--------|-------|--------|
| 1 | 神興小学校 | 教諭 | 鬼木 法子 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 2 | 神興小学校 | 教諭 | 田中 瑛里 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 3 | 神興小学校 | 教諭 | 小畑 香織 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 4 | 上西郷小学校 | 教諭 | 橋詰 泉美 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 5 | 上西郷小学校 | 教諭 | 池上 春輝 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 6 | 福間小学校 | 教諭 | 正岡 由起子 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 7 | 福間小学校 | 教諭 | 有川 伊代 | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 8 | 福間小学校 | 教諭 | 松岡 春香 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 9 | 福間小学校 | 教諭 | 吉廣 知恵 | 令和8年度 | 第4学年主任 |
| 10 | 福間小学校 | 教諭 | 浅井 優平 | 令和8年度 | 第5学年主任 |
| 11 | 福間小学校 | 教諭 | 早川 博史 | 令和8年度 | 第6学年主任 |
| 12 | 福間小学校 | 教諭 | 山口 樹 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 13 | 福間小学校 | 教諭 | 松岡 一輝 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 14 | 福間小学校 | 教諭 | 品川 佑斗 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 15 | 神興東小学校 | 教諭 | 椛島 絵梨 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 16 | 神興東小学校 | 教諭 | 梶原 香織 | 令和8年度 | 第6学年主任 |
| 17 | 神興東小学校 | 教諭 | 小林 絵美 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 18 | 神興東小学校 | 教諭 | 宮城 妃菜 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 19 | 神興東小学校 | 教諭 | 錦戸 祐貴 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 20 | 福間南小学校 | 教諭 | 山口 奈津子 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 21 | 福間南小学校 | 教諭 | 永田 美緒 | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 22 | 福間南小学校 | 教諭 | 合屋 裕子 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 23 | 福間南小学校 | 教諭 | 松雪 瑞希 | 令和8年度 | 第4学年主任 |
| 24 | 福間南小学校 | 教諭 | 河村 涼子 | 令和8年度 | 第5学年主任 |
| 25 | 福間南小学校 | 教諭 | 益永 優子 | 令和8年度 | 第6学年主任 |
| 26 | 福間南小学校 | 教諭 | 末松 進 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 27 | 福間南小学校 | 教諭 | 新銅 大輝 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 28 | 福間南小学校 | 教諭 | 堤 啓子 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 29 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 魚住 安衣 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 30 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 豊田 あずさ | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 31 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 木村 郁代 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 32 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 粕谷 朋美 | 令和8年度 | 第4学年主任 |
| 33 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 森田 佳子 | 令和8年度 | 第5学年主任 |
| 34 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 中村 美裕記 | 令和8年度 | 第6学年主任 |

令和8年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

| | 学校名 | 職名 | 氏名 | 年度 | 内容 |
|----|--------|------|--------|-------|--------|
| 35 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 桑原 蘭 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 36 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 濱崎 祐衣 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 37 | 津屋崎小学校 | 教諭 | 樺島 夢子 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 38 | 勝浦小学校 | 教諭 | 平木 美子 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 39 | 勝浦小学校 | 養護教諭 | 秋吉 恭子 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 40 | 福間中学校 | 教諭 | 山脇 泰季 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 41 | 福間中学校 | 教諭 | 新本 秀樹 | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 42 | 福間中学校 | 教諭 | 土居 雅子 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 43 | 福間中学校 | 教諭 | 陣内 良輔 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 44 | 福間中学校 | 教諭 | 増永 春 | 令和8年度 | 生徒指導主事 |
| 45 | 福間中学校 | 教諭 | 上野 喜仁 | 令和8年度 | 進路指導主事 |
| 46 | 福間中学校 | 教諭 | 松山 智乃助 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 47 | 福間中学校 | 教諭 | 柴田 麻衣 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 48 | 福間中学校 | 教諭 | 木原 一範 | 令和8年度 | 専任補導教員 |
| 49 | 福間東中学校 | 教諭 | 西 慶祐 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 50 | 福間東中学校 | 教諭 | 松尾 輝将 | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 51 | 福間東中学校 | 教諭 | 高橋 さなえ | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 52 | 福間東中学校 | 教諭 | 古川 廉 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 53 | 福間東中学校 | 教諭 | 豊福 峻央 | 令和8年度 | 生徒指導主事 |
| 54 | 福間東中学校 | 教諭 | 下瀬 皓平 | 令和8年度 | 進路指導主事 |
| 55 | 福間東中学校 | 教諭 | 高橋 俊介 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 56 | 福間東中学校 | 教諭 | 永野 真里 | 令和8年度 | 司書教諭 |
| 57 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 山下 進也 | 令和8年度 | 第1学年主任 |
| 58 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 古家 寛也 | 令和8年度 | 第2学年主任 |
| 59 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 西田 美奈子 | 令和8年度 | 第3学年主任 |
| 60 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 立花 建人 | 令和8年度 | 研究主任 |
| 61 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 吉屋 和希 | 令和8年度 | 生徒指導主事 |
| 62 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 森下 嗟介 | 令和8年度 | 進路指導主事 |
| 63 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 山頭 大樹 | 令和8年度 | 保健主事 |
| 64 | 津屋崎中学校 | 教諭 | 長井 千洋 | 令和8年度 | 司書教諭 |

報告第13号

令和8年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱（平成30年福津市教育委員会告示第3号）第4条の規定に基づき、令和8年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱（抄）

（資格及び委嘱）

第4条 推進員の委嘱は、次の各号に掲げる資格要件のいずれにも該当する者のうちから、当該学校の学校長又は郷づくり推進協議会会長の推薦により、

教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者又は学校の実情や教育方針への理解がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 統括推進員の委嘱は、前項各号に掲げる者のほか、推進員として委嘱したことがある者のうちから、当該中学校区全ての学校長の総意による推薦により、教育委員会がこれを行う。

(委嘱期間)

第5条 推進員及び統括推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

臨時代理書

福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱（平成30年福津市教育委員会告示第3号）第4条の規定に基づき、令和8年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について

（別紙のとおり）

理由

令和8年4月1日付で令和8年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

| | 学校名 | 氏名 | ふりがな | 備考 |
|----|--------|---------|-----------|-----|
| 1 | 神興小学校 | 宇都宮 幸 | うつのみや みゆき | |
| 2 | 神興小学校 | 田坂 朱美 | たさか あけみ | |
| 3 | 神興小学校 | 山本 亜葵子 | やまもと あきこ | |
| 4 | 上西郷小学校 | 水上 幸枝 | みずかみ さちえ | |
| 5 | 上西郷小学校 | 渡邊 志穂 | わたなべ しほ | |
| 6 | 上西郷小学校 | 林田 美弥 | はやしだ みや | |
| 7 | 福間小学校 | 山口 恵美 | やまぐち えみ | ※兼任 |
| 8 | 福間小学校 | 岩熊 佐予可 | いわくま さよか | |
| 9 | 福間小学校 | 山下 英理子 | やました えりこ | |
| 10 | 福間小学校 | 緒方 陽子 | おがた ようこ | |
| 11 | 神興東小学校 | 西ノ原 ゆき子 | にしのはら ゆきこ | |
| 12 | 神興東小学校 | 中里 恵子 | なかざと けいこ | |
| 13 | 神興東小学校 | 古賀 愛子 | こが あいこ | |
| 14 | 神興東小学校 | 西元 愛子 | にしもと あいこ | |
| 15 | 福間南小学校 | 足立 憲正 | あだち のりまさ | |
| 16 | 福間南小学校 | 武田 美和子 | たけだ みわこ | |
| 17 | 福間南小学校 | 井上 未来 | いのうえ みき | |
| 18 | 福間南小学校 | 平方 幸子 | ひらかた さちこ | |
| 19 | 福間南小学校 | 門田 香奈 | かどた かな | |
| 20 | 津屋崎小学校 | 上田 まゆみ | うえだ まゆみ | |
| 21 | 津屋崎小学校 | 木村 航 | きむら わたる | |
| 22 | 津屋崎小学校 | 秦 和彦 | はた かずひこ | |
| 23 | 勝浦小学校 | 西田 明日香 | にしだ あすか | ※兼任 |
| 24 | 勝浦小学校 | 戸畑 貴子 | とばた たかこ | |
| 25 | 福間中学校 | 矢野 初美 | やの はつみ | |
| 26 | 福間中学校 | 森 祥子 | もり しょうこ | |
| 27 | 福間東中学校 | 宮崎 絵美 | みやざき えみ | |
| 28 | 福間東中学校 | 天野 倫子 | あまの ともこ | |
| 29 | 津屋崎中学校 | 西田 明日香 | にしだ あすか | ※兼任 |
| 30 | 津屋崎中学校 | 寺師 俊介 | てらし しゅんすけ | |

統括地域学校協働活動推進員

| | | | | |
|---|--------|--------|---------|-----|
| 1 | 津屋崎中学校 | 西田 明日香 | にしだ あすか | ※兼任 |
| 2 | 福間中学校 | 山口 恵美 | やまぐち えみ | ※兼任 |
| 3 | 福間東中学校 | 石田 まなみ | いしだ まなみ | |

報告第14号

福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき設置された福津市いじめ問題対策連絡協議会委員のうち、4名の委員から辞退の申し出があったことに伴い、これらの委員を解嘱し、後任の委員を委嘱する必要がある、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例（抄）

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 福津市立学校
- (2) 教育委員会事務局

(3) 福岡県児童相談所

(4) 福岡法務局

(5) 福岡県宗像警察署

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理書

福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年福津市条例第22号）第4条及び第5条の規定に基づき、福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理由

福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき設置された福津市いじめ問題対策連絡協議会委員のうち、4名の委員から辞退の申し出があったことに伴い、これらの委員を解嘱し、後任の委員を委嘱する必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

1. 解嘱する者（任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日）

| 選出区分 | | 氏名 | 備考 |
|------|---------------|----------------------|-------------|
| 3号 | 福岡県児童相談所 | ヒラサワ トモミ 平澤 知巳 | 相談第二課長 |
| 5号 | 福岡県宗像警察署 | ノダ タケハル 野田 武治 | 生活安全課長 |
| 1号 | 福津市立学校 | シラツチ シンジロウ 白土 真二郎 | 津屋崎中学校長 |
| | 教育委員会が必要と認める者 | ヨシムラ タカユキ 吉村 隆之 | 市民生活部人権政策課長 |

2. 委嘱する者（任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日）

| 選出区分 | | 氏名 | 備考 |
|------|---------------|--------------------|-------------|
| 3号 | 福岡県児童相談所 | タナカ アイ 田中 愛 | 相談第二課長 |
| 5号 | 福岡県宗像警察署 | ナカムラ カズアキ 中村 一成 | 生活安全課長 |
| 1号 | 福津市立学校 | イマハシ オサム 今橋 修 | 津屋崎中学校長 |
| | 教育委員会が必要と認める者 | トクナガ リエ 徳永 理恵 | 市民生活部人権政策課長 |

参考 委嘱済みの者（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日）

| 選出区分 | | 氏名 | 備考 |
|------|---------------|--------------------|--------------|
| 4号 | 福岡法務局 | シマダ クニヒコ 畷田 久仁彦 | 人権擁護部第二課第一係長 |
| 1号 | 福津市立学校 | マトバ タカユキ 的場 隆幸 | 神興東小学校長 |
| 2号 | 教育委員会事務局 | ミヤハラ エイスケ 宮原 栄介 | 教育部長 |
| | 教育委員会が必要と認める者 | ナカノ ヒロアキ 仲野 浩章 | こども家庭部こども課長 |

【区分】

- 1号 福津市立学校
- 2号 教育委員会事務局
- 3号 福岡県児童相談所
- 4号 福岡法務局
- 5号 福岡県宗像警察署

報告第15号

福津市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項に基づき、福津市学校薬剤師を解嘱及び委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月10日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○学校保健安全法（抄）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

臨時代理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項に基づき、福津市学校薬剤師を解嘱及び委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月10日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理由

福津市立福間小学校の学校薬剤師の交代に伴い、学校薬剤師の解嘱及び委嘱を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市立福間小学校 学校薬剤師

学校薬剤師を解嘱する者

| 氏名 | 任期 |
|-------|--------------------|
| 根津 智紀 | 令和8年4月1日から令和8年4月9日 |

学校薬剤師を委嘱する者

| 氏名 | 任期 |
|-------|----------------------|
| 大庭 裕子 | 令和8年4月10日から令和9年3月31日 |

報告第16号

福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市教育懇話会規則（平成20年福津市教育委員会規則第6号）第3条及び第4条の規定に基づき、福津市教育懇話会委員を解嘱及び委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市教育懇話会規則（抄）

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係団体の代表者
- (3) 市内の幼児、児童又は生徒の保護者
- (4) 公募に応じた者

(5) 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

臨時代理書

福津市教育懇話会規則（平成20年福津市教育委員会規則第6号）第3条及び第4条の規定に基づき、福津市教育懇話会委員を解嘱及び委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理由

令和8年度福津市教育懇話会の担当中学校長の交代に伴い、福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市教育懇話会 委員名簿

1. 解職する者（任期：令和8年2月1日から令和8年3月31日）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|--------|-----------|----|-------------|
| 2号 | 白土 真二郎 | シラツチ シンゾウ | 男 | 福津市立津屋崎中学校長 |

2. 委嘱する者（任期：令和8年4月1日から令和10年1月31日）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|--------|----------|----|------------|
| 2号 | 吉住 美津子 | ヨシズミ ミツコ | 女 | 福津市立福間中学校長 |

【参考】委嘱済みの者（任期：令和8年2月1日から令和10年1月31日）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|--------|-----------|----|---------------------------|
| 1号 | 伊藤 克治 | イトウ カツジ | 男 | 福岡教育大学教授 |
| 1号 | 春田 久美子 | ハルタ クミコ | 女 | 福岡エクレール法律事務所弁護士 |
| 2号 | 児島 由美 | コジマ ユミ | 女 | 福津市立神興小学校長 |
| 2号 | 木本 圭子 | キモト ケイコ | 女 | 福津市郷育推進会議会長 |
| 2号 | 増井 久美子 | マスイ クミコ | 女 | 日本語教室わかば代表 福津市スポーツ推進委員 |
| 5号 | 安徳 尊博 | アノク タカヒロ | 男 | いんどり真愛保育園園長 |
| 3号 | 中山 真一 | ナカヤマ シンイチ | 男 | 児童・生徒の保護者 |
| 4号 | 久壽 真一 | クス シンイチ | 男 | 市民代表（公募） |

【区分】福津市教育懇話会規則第3条第2項

- 1号 学識経験のある者
- 2号 教育関係団体の代表者
- 3号 市内の幼児、児童又は生徒の保護者
- 4号 公募に応じた者
- 5号 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者

報告第17号

教育財産の取得に関する申出について臨時代理した件の承認について

津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事における教育財産の取得について、市長に対して申出を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月6日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長に対する事務委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（14） 土地、建物その他の重要な教育財産（1件の予定価格が2,000万円未満のものを除く。）の取得及び処分を申し出ること。

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（長の職務権限）

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

臨時代理書

令和8年度津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事における教育財産の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第4号により、長の職務権限とされているため、同28条第2項の規定に基づき、市長に対して申出を行う必要がある。また、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第2条第14号の規定に基づき、取得を申し出ることについて、教育委員会に諮る必要がある。しかし、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月6日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

記

臨時代理の内容

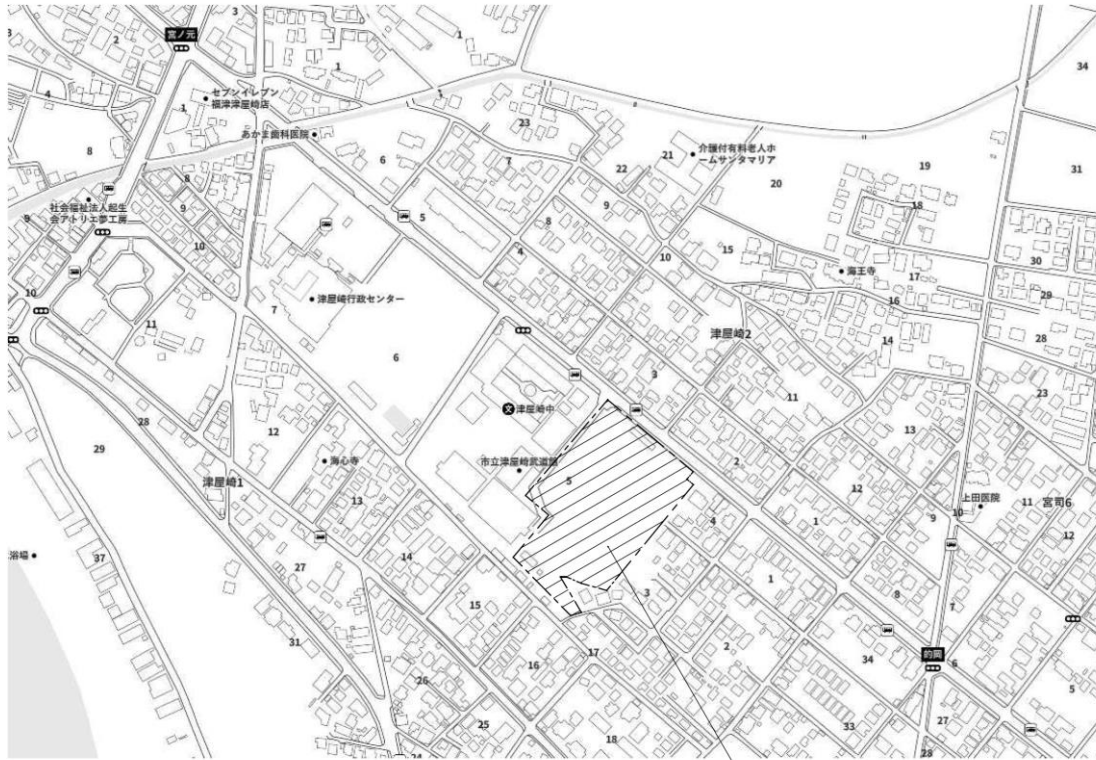
取得する教育財産概要

| | | |
|--------|---------------------|-----------------------|
| 設置する場所 | 福津市津屋崎1丁目5番16号 | |
| 用途 | 倉庫 | 駐輪場 |
| 構造 | プレハブ鉄骨造 | アルミニウム構造 |
| 階数 | 地上1階 | 地上1階 |
| 建築面積 | 77.0 m ² | 120.65 m ² |
| 延床面積 | 77.0 m ² | 120.65 m ² |

理由

令和8年度から令和9年度に実施する津屋崎中学校校舎増築事業（1期）における準備工事を、事業全体のスケジュールから、執行する必要があるため。

これが、臨時に代理する理由である。



工事場所：津屋崎中学校
住所：福岡県福津市津屋崎1丁目5-16

附近見取図



■設計概要

| 工事名称 | | 津屋崎中学校校舎増築準備工事 | | | | | | 建物概要 | | | | | | | | |
|----------|---------|---|---|--|--|--|--|------|----|-------|--------|--------|----------|---|--------|--------|
| 工事概要 | 主要用途 | 倉庫、駐輪場 | | | | | | 構造種別 | 階数 | 最高の軒高 | 最高部の高さ | | | | | |
| | 工事種別 | 増築 | | | | | | | | | | 新設屋外倉庫 | 鉄骨造 | 1 | 3.38m | 3.50m |
| | 工期予定 | 現場説明書参照 | | | | | | | | | | 新設駐輪場① | アルミニウム構造 | 1 | 2.033m | 2.099m |
| | 地名地番 | 福津市津屋崎1丁目566-1の一部、566-108の一部、500-1の一部、他8筆 | | | | | | | | | | 新設駐輪場② | アルミニウム構造 | 1 | 2.030m | 2.096m |
| | 区域区分 | 都市計画区域 | | | | | | | | | | 新設駐輪場③ | アルミニウム構造 | 1 | 2.030m | 2.096m |
| | 用途地域 | 第1種住居地域 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 防火地域 | 法第22条地域 | | | | | | | | | | 既存屋外倉庫 | 木造 | 2 | 4.150m | 5.110m |
| | 地域地区 | 高度地区(12m) | | | | | | | | | | 既存屋外便所 | CB造 | 1 | 2.830m | 3.780m |
| | 敷地面積 | 16,771.21㎡ | | | | | | | | | | 既存部室棟 | CB造 | 1 | 3.100m | 3.200m |
| 該当建物 | 建築面積 | 延べ面積 | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| 新設屋外倉庫 | 77.0㎡ | 77.0㎡ | 今回申請建物 | | | | | | | | | | | | | |
| 新設駐輪場① | 59.87㎡ | 59.87㎡ | 今回申請建物 | | | | | | | | | | | | | |
| 新設駐輪場② | 30.39㎡ | 30.39㎡ | 今回申請建物 | | | | | | | | | | | | | |
| 新設駐輪場③ | 30.39㎡ | 30.39㎡ | 今回申請建物 | | | | | | | | | | | | | |
| 小計(申請部分) | 197.65㎡ | 197.65㎡ | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存屋外倉庫 | 40.0㎡ | 64.0㎡ | 確認：H10.6.12 第H10認建宗土000178号 検査：H10.10.5 第H10認建宗土000139号 | | | | | | | | | | | | | |
| 既存屋外便所 | 78.84㎡ | 63.24㎡ | 確認：H1.7.7 第301号 検査：H7.10.6 第301号 | | | | | | | | | | | | | |
| 既存部室棟 | 100.28㎡ | 100.28㎡ | ※確認申請及び検査の履歴なし | | | | | | | | | | | | | |
| 小計(申請以外) | 219.12㎡ | 227.52㎡ | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 416.77㎡ | 425.17㎡ | | | | | | | | | | | | | | |
| 建蔽率 | 2.49% | < 60% | | | | | | | | | | | | | | |
| 容積率 | 2.54% | < 200% | | | | | | | | | | | | | | |

報告第18号

新設小学校開校準備委員会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

新設小学校開校準備委員会設置要綱（令和7年福津市教育委員会告示第1号）第3条及び第4条の規定に基づき、新設小学校開校準備委員会委員を解嘱及び委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○新設小学校開校準備委員会設置要綱（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者から教育長が委嘱する15人以内の委員で組織する。

- （1） 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者
- （2） 新設校に関わる自治会代表者
- （3） 新設校に関わる学校の教職員
- （4） その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、新設校開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるものを委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

臨時代理書

新設小学校開校準備委員会設置要綱（令和7年福津市教育委員会告示第1号）第3条及び第4条に基づき、新設小学校開校準備委員会委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

新設小学校開校準備委員会委員の解嘱及び委嘱について

（別紙のとおり）

理由

新設小学校開校準備委員会設置要綱（令和7年福津市教育委員会告示第1号）第3条及び第4条に基づき、委嘱した委員1名から辞任の申し出があったことに伴い、この委員を解嘱する。また、新たに1名の委嘱をする。

これが、臨時に代理する理由である。

新設小学校開校準備委員会委員名簿

1. 解嘱する者（任期：令和7年7月14日から令和8年3月31日まで）

| フリガナ 氏名 | 区分 | 区分名称 | 備考 |
|-------------------|----|----------------------|----------|
| クレタニ マサト 樽谷 将仁 | 1号 | 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者 | 福間小学校PTA |

2. 新たに委嘱する者（任期：令和8年4月1日から新設校が開校するときまで）

| フリガナ 氏名 | 区分 | 区分名称 | 備考 |
|-------------------|----|----------------------|----------|
| カメガワ タカシ 亀川 貴史 | 1号 | 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者 | 福間小学校PTA |

【参考】委嘱済みの者（任期：令和7年7月14日から新設校が開校するときまで）

| フリガナ 氏名 | 区分 | 区分名称 | 備考 |
|---------------------|----|----------------------|-------------------|
| ササキ ミナ 佐々木 美奈 | 1号 | 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者 | 福間小学校PTA |
| ナカムラ コウイチ 仲村 浩一 | 1号 | 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者 | 津屋崎小学校PTA |
| オクノソノ ヒトミ 奥之蘭 斉美 | 1号 | 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者 | 津屋崎小学校PTA |
| ナカノ タカシ 中野 隆 | 2号 | 新設校に関わる自治会代表者 | 宮司2区 |
| ツカモト ヨシタカ 塚本 義孝 | 2号 | 新設校に関わる自治会代表者 | 宮司3区 |
| ホンダ コウジ 細田 浩司 | 2号 | 新設校に関わる自治会代表者 | 西福間5区 |
| ヤスコウチ ユミ 安河内 友美 | 3号 | 新設校に関わる学校の教職員 | 津屋崎小学校 |
| ニシダ タケノブ 西田 剛信 | 3号 | 新設校に関わる学校の教職員 | 福間小学校 |
| ウメノ クニヒコ 梅野 邦彦 | 4号 | その他教育委員会が必要と認めた者 | 宮司地区郷づくり 推進協議会 |
| トキ オサム 土器 修 | 4号 | その他教育委員会が必要と認めた者 | 福岡教育大学 |

報告第19号

福津市郷育推進会議委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市郷育推進会議規則（平成28年福津市教育委員会規則第6号）第3条の規定に基づき、福津市郷育推進会議委員を解嘱及び委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市郷育推進会議規則（抄）

（組織）

第3条 推進会議は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 推進会議の委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進会議の委員は、再任されることができる。

4 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

臨時代理書

福津市郷育推進会議規則（平成28年福津市教育委員会規則第6号）第3条の規定に基づき、福津市郷育推進会議委員を解嘱及び委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市郷育推進会議委員の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理由

福津市郷育推進会議の委員である福津市子ども会育成会連絡協議会会長の交代に伴い、福津市郷育推進会議委員の解嘱及び委嘱を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市郷育推進会議 委員名簿

1. 解嘱する者（任期：令和7年5月1日から令和8年3月31日）

| 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|-------|---------|----|---------------|
| 濱田 真吾 | ハマダ シンゴ | 男 | 市子ども会育成会連絡協議会 |

2. 委嘱する者（任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日）

| 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|--------|----------|----|---------------|
| 道園 真由美 | ドウヅノ マユミ | 女 | 市子ども会育成会連絡協議会 |

【参考】委嘱済みの者（任期：令和7年5月1日から令和9年3月31日）

| 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|-------|-----------|----|-------------------------------------|
| 伊藤 克治 | イトウ カツジ | 男 | 福岡教育大学教授 |
| 木本 圭子 | キモト ケイコ | 女 | 郷育カレッジ運営委員 |
| 國廣 信弥 | クニヒロ シンヤ | 男 | 津屋崎中校区田中学校長 <small>（勝浦小学校長）</small> |
| 大森 静代 | オオモリ シズヨ | 女 | 市地域婦人会 |
| 柳田 和也 | ヤナギタ カズヤ | 男 | 市文化協会 |
| 山口 恵美 | ヤマグチ エミ | 女 | 地域学校協働活動推進員 |
| 宇都宮 幸 | ウツノミヤ ミユキ | 女 | アンビシヤス広場 |
| 中島 猛 | ナカシマ タケル | 男 | 市民代表（公募） |
| 立山 睦郎 | タテヤマ ムツロウ | 男 | 市民代表（公募） |

福津市郷育推進会議規則（抄）

（組織）

第3条 推進会議は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 推進会議の委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進会議の委員は、再任されることができる。

4 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

報告第20号

福津市立図書館協議会委員の解任及び任命について臨時代理した 件の承認について

福津市立図書館協議会条例（平成17年福津市条例第146号）第3条及び第4条の規定に基づき、福津市立図書館協議会委員を解任及び任命することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市立図書館協議会条例（抄）

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、福津市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する委員10名以内をもって組織する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であって

はならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

臨時代理書

福津市立図書館協議会条例（平成17年福津市条例第146号）第3条及び第4条の規定に基づき、福津市立図書館協議会委員を解任及び任命することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年4月1日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市立図書館協議会委員の解任及び任命について
(別紙のとおり)

理由

令和8年度福津市立図書館協議会の担当中学校長の交代に伴い、福津市立図書館協議会委員の解任及び任命を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市立図書館協議会 委員名簿

1. 解任する者（任期：令和7年7月1日から令和8年3月31日まで）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|--------|----------|----|------------|
| 1号 | 吉住 美津子 | ヨシズミ ミツコ | 女 | 福津市立福間中学校長 |

2. 任命する者（任期：令和8年4月1日から令和9年6月30日まで）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|-------|--------|----|-------------|
| 1号 | 阿部 泰治 | アベ タイジ | 男 | 福津市立福間東中学校長 |

【参考】任命済みの者（任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで）

| 選出 | 氏名 | フリガナ | 性別 | 備考 |
|----|--------|-----------|----|--------------|
| 3号 | 山元 悦子 | ヤマモト エツコ | 女 | 福岡教育大学教授 |
| 3号 | 河井 律子 | カワイ リツコ | 女 | 元県立図書館副館長 |
| 3号 | 安德 尊博 | アンドウ タカヒロ | 男 | いそどり真愛保育園園長 |
| 1号 | 安河内 友美 | ヤクコウチ ムミ | 女 | 福津市立津屋崎小学校校長 |
| 2号 | 市川 多絵 | イチカワ タカエ | 女 | 子ども読書連絡協議会 |
| 2号 | 立石 たかね | タテイシ タカネ | 女 | 子ども読書連絡協議会 |
| 2号 | 立山 睦郎 | タテヤマ ムツロウ | 男 | 市民代表（公募） |
| 2号 | 田島 勝彦 | タジマ カツヒコ | 男 | 市民代表（公募） |

【区分】福津市立図書館協議会条例第3条第1項

- 1号 学校教育及び社会教育の関係者
- 2号 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3号 学識経験のある者

報告第21号

福津市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画の改定について

福津市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画の改定について別添のとおり報告する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和7年福津市教育委員会第2回定例会に上程した「福津市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画」について、令和7年12月16日に開催した令和7年度第2回福津市中学生スポーツ文化推進協議会において内容の見直しを行うこととした。これに伴い本見直し内容を反映し、令和8年4月改定版を作成したため、これを報告するもの。

議案第16号

福津市就学援助規則の一部を改正することについて

福津市就学援助規則（平成17年福津市教育委員会規則第14号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市就学援助規則の一部を改正する規則を制定する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、就学援助の認定通知書等の様式を標準様式に置き換える必要がある。そのために福津市就学援助規則の一部を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市就学援助規則の一部を改正する規則
(令和8年4月23日福津市教育委員会規則第 号)

福津市就学援助規則(平成17年福津市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「就学援助認定通知書」を「就学援助費認定通知書」に改め、同項第2号中「就学援助不認定通知書」を「就学援助費否認定通知書」に改める。

第10条第4項第1号中「入学前就学援助認定通知書」を「就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定通知書」に改め、同項第2号中「入学前就学援助不認定通知書(様式第7号)」を「就学援助費否認定通知書(様式第3号)」に改める。

第11条第2項第1号中「就学援助認定取消通知書(様式第8号)」を「就学援助費認定取消通知書(様式第7号)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

〇〇年度 就学援助申請書

福津市教育委員会 殿

1. 下記事項に同意・誓約したうえで、次のとおり就学援助を申請します。

- ・当申請書の記載事項は事実と相違ありません。
- ・当申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

| | |
|------|--|
| 記入日 | 年 月 日 |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に認定されている |

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| | <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している | | |
| 申請期間 | 年 | 月 | 日 ~ 年 月 日 |
| 保護者署名 (自署) | | | |
| 住 所 | | | |
| 連絡先 | - | - | ひとり <input type="checkbox"/> 該当しない 親世帯 <input type="checkbox"/> 該当する |

2. 対象児童・生徒

| 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------|-------|-----|-----|
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |

3. 家庭の状況(上記児童・生徒を除く)

| 氏名(フリガナ) | 児童生徒から見た続柄 | 生年月日 | 職業・学校名など (別居の場合の住所) |
|----------|------------|-------|------------------------|
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |

※同一住所に居住する世帯分離する者、また別居するが生計を同じくする者を含む。

4. 振込口座

| 金融機関名 | | | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> 当座 |
|--------------------|----------|--|------|-----------------------------|-----------------------------|
| 銀行・信用金庫 農協・信用組合 | 支店 番号 | | 口座番号 | | |
| | 支店 | | 口座名義 | | |

| | | | |
|--|---|--------|--|
| | 名 | (カタカナ) | |
|--|---|--------|--|

※通帳またはキャッシュカード等のコピーを添付すること。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

福津市教育委員会
教育長 印

〇〇年度 就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 児童生徒名 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

認定日 年 月 日 認定区分

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

認定理由

支給方法 金融機関名

支店名 口座種別

口座番号 口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

| 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | | 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | |
|-----------|-----|----|-----|----|--------|-----|----|-----|----|
| | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 | | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 |
| 学用品費等 | | | | | | | | | |
| 新入学学用品費 | | | | | | | | | |
| 通学用品費 | | | | | | | | | |
| 校外活動費（宿泊） | | | | | | | | | |
| 修学旅行費 | | | | | | | | | |
| 学校給食費 | | | | | | | | | |
| 医療費 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

支給予定額（合計） 円

備考 福津市就学援助規則第11条に該当することとなった場合、認定を取り消し、同規則第12条に基づき、援助費を返還していただきます。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

福津市教育委員会
教育長 印

〇〇年度 就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 児童生徒名 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

否認定理由

世帯所得額 円 認定基準額 円 所得超過額 円

備考

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第5号を次のように改める。
様式第5号（第10条関係）

〇〇年度 入学前就学援助申請書

福津市教育委員会 殿

1. 下記事項に同意・誓約したうえで、次のとおり就学援助を申請します。

- ・申請書の記載事項は事実と相違ありません。
- ・申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| 記入日 | 年 月 日 | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に認定されている <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している | | |
| 申請期間 | 入学前支給 | | |
| 保護者署名 (自署) | | | |
| 住所 | | | |
| 連絡先 | - | - | ひとり <input type="checkbox"/> 該当しない 親世帯 <input type="checkbox"/> 該当する |

2. 対象児童・生徒

| 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------|-------|-----|-----|
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |
| () | 年 月 日 | | 小・中 |

3. 家庭の状況(上記児童・生徒を除く)

| 氏名(フリガナ) | 児童生徒 から見た | 生年月日 | 職業・学校名など (別居の場合の住所) |
|----------|--------------|------|------------------------|
| | | | |

| | 続柄 | | |
|-----|----|-------|--|
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |

※同一住所に居住する世帯分離する者、また別居するが生計を同じくする者を含む。

4. 振込口座

| 金融機関名 | | | | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | | | |
|--------------------|----------|--|--|----------------|---|--|--|--|
| 銀行・信用金庫 農協・信用組合 | 支店 番号 | | | 口座番号 | | | | |
| | 支店 名 | | | 口座名義 (カタカナ) | | | | |

※通帳またはキャッシュカード等のコピーを添付すること。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

福津市教育委員会
教育長 印

〇〇年度 就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

福津市教育委員会
教育長 印

〇〇年度 就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 認定区分 | 児童生徒名 |
|-----|-----|------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

認定取消日 年 月 日

認定取消理由

備考

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第8号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福津市就学援助規則(平成17年福津市教育委員会規則第14号)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(援助の認定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により援助の認定を行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 認定した者 <u>就学援助費認定通知書</u>(様式第2号)</p> <p>(2) 認定しない者 <u>就学援助費否認定通知書</u>(様式第3号)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(入学予定者への援助)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により援助の認定を行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 認定した者 <u>就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)認定通知書</u>(様式第6号)</p> <p>(2) 認定しない者 <u>就学援助費否認定通知書</u>(様式第3号)</p> <p>(援助の取り消し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による認定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 保護者 <u>就学援助費認定取消通知書</u>(様式第7号)</p> <p>(2) (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> | <p>(援助の認定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により援助の認定を行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 認定した者 <u>就学援助認定通知書</u>(様式第2号)</p> <p>(2) 認定しない者 <u>就学援助不認定通知書</u>(様式第3号)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(入学予定者への援助)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により援助の認定を行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 認定した者 <u>入学前就学援助認定通知書</u>(様式第6号)</p> <p>(2) 認定しない者 <u>入学前就学援助不認定通知書</u>(様式第7号)</p> <p>(援助の取り消し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による認定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる様式により通知するものとする。</p> <p>(1) 保護者 <u>就学援助 認定取消通知書</u>(様式第8号)</p> <p>(2) (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> |

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第7条関係)

(略)

様式第5号(第10条関係)

(略)

様式第6号(第10条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(削除)

様式第7号(第11条関係)

(略)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第7条関係)

(略)

様式第5号(第10条関係)

(略)

様式第6号(第10条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(略)

様式第8号(第11条関係)

(略)

〇〇年度 就学援助申請書

福津市教育委員会 殿

1. 下記事項に同意・誓約したうえで、次のとおり就学援助を申請します。

- ・当申請書の記載事項は事実と相違ありません。
- ・当申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| 記入日 | 年 月 日 | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に認定されている <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している | | |
| 申請期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 保護者署名 (自署) | | | |
| 住所 | | | |
| 連絡先 | - | - | ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する |

2. 対象児童・生徒

| 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------|-------|-----|----|
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |

3. 家庭の状況(上記児童・生徒を除く)

| 氏名(フリガナ) | 児童生徒から見た続柄 | 生年月日 | 職業・学校名など (別居の場合の住所) |
|----------|------------|-------|------------------------|
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |

※同一住所に居住する世帯分離する者、また別居するが生計を同じくする者を含む。

4. 振込口座

| | | | | | | |
|--------------------|------|--|--|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 金融機関名 | | | | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> 当座 |
| 銀行・信用金庫 農協・信用組合 | 支店番号 | | | 口座番号 | | |
| | 支店名 | | | 口座名義 (カタカナ) | | |

※通帳またはキャッシュカード等のコピーを添付すること。

3 誓約・同意書

- ・当申請書の記載事項は事実に相違ありません。
- ・当申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

署名(自署) _____

4 振込口座 (下記の太枠に振込口座が確認できる書類を添付すること。)

| | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| フリガナ | | 金融機関名 | | | | | | | |
| 口座名義 | | 支店名 | | | | | | | |
| ※申請者名義 | | 口座番号 | | | | | | | |

例:通帳またはキャッシュカードを複写したもの、口座情報の照会画面を印刷したもの、等

| | | | | |
|--------------|------|----------|----|--------------|
| 教育委員会 使用欄 | 審査結果 | 認定 ・ 不認定 | 期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|--------------|------|----------|----|--------------|

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市教育委員会
教育長

印

〇〇年度 就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 児童生徒名 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

認定日 年 月 日 認定区分

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

認定理由

支給方法 金融機関名

支店名 口座種別

口座番号 口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

| 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | | 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | |
|-----------|-----|----|-----|----|--------|-----|----|-----|----|
| | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 | | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 |
| 学用品費等 | | | | | | | | | |
| 新入学学用品費 | | | | | | | | | |
| 通学用品費 | | | | | | | | | |
| 校外活動費(宿泊) | | | | | | | | | |
| 修学旅行費 | | | | | | | | | |
| 学校給食費 | | | | | | | | | |
| 医療費 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

支給予定額(合計)

円

備考 福津市就学援助規則第11条に該当することとなった場合、認定を取り消し、同規則第12条に基づき、援助費を返還していただきます。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第2号(第7条関係)

第 年 月 日

様

福津市教育委員会
教育長

印

就学援助認定通知書

福津市就学援助規則第7条に基づき審査した結果、下記のとおりとして認定を行いましたので、通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校及び学年（認定時） 学校 第 学年
- 3 認定期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 援助の範囲
 - (1) 学用品費
 - (2) 新入学児童生徒学用品費
 - (3) 通学用品費
 - (4) 校外活動費
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 学校給食費
 - (7) 医療費

※福津市就学援助規則第11条に該当する場合、認定を取り消します。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会教育長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市教育委員会
教育長

印

〇〇年度 就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 児童生徒名 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

否認定理由

世帯所得額 円 認定基準額 円 所得超過額 円

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第3号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

福津市教育委員会
教育長

印

就学援助不認定通知書

福津市就学援助規則第7条に基づき審査した結果、下記のとおり援助の認定を行わないことを決定しましたので、通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校及び学年 学校 第 学年
- 3 不認定の理由
- 4 不認定期間 年 月 日～ 年 月 日

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会教育長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〇〇年度 入学前就学援助申請書

福津市教育委員会 殿

1. 下記事項に同意・誓約したうえで、次のとおり就学援助を申請します。

- ・当申請書の記載事項は事実と相違ありません。
- ・当申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

| | | | |
|---------------|---|------------|---|
| 記入日 | 年 月 日 | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に認定されている <input type="checkbox"/> 生活保護の要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している | | |
| 申請期間 | 入学前支給 | | |
| 保護者署名 (自署) | | | |
| 住所 | | | |
| 連絡先 | — — | ひとり 親世帯 | <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する |

2. 対象児童・生徒

| 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------|-------|-----|----|
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |
| () | 年 月 日 | 小・中 | |

3. 家庭の状況(上記児童・生徒を除く)

| 氏名(フリガナ) | 児童生徒 から見た 続柄 | 生年月日 | 職業・学校名など (別居の場合の住所) |
|----------|--------------------|-------|------------------------|
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |
| () | | 年 月 日 | |

※同一住所に居住する世帯分離する者、また別居するが生計を同じくする者を含む。

4. 振込口座

| | | | | | | |
|--------------------|----------|--|--|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 金融機関名 | | | | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> 当座 |
| 銀行・信用金庫 農協・信用組合 | 支店 番号 | | | 口座番号 | | |
| | 支店 名 | | | 口座名義 (カタカナ) | | |

※通帳またはキャッシュカード等のコピーを添付すること。

3 誓約・同意書

- ・当申請書の記載事項は事実と相違ありません。
- ・当申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出ます。
- ・私及び同一の住所地に居住している者、住所を異とする者で生計を同じくする者については、この申請に対する審査を行うために必要な範囲で、市が保有する住民情報及び税情報を福津市教育委員会が確認することを承諾します。
- ・なお、前項の内容について、申請書記載の者、全員に同意を得ています。
- ・就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
- ・学校校納金の滞納があった場合、就学援助費をこれに充当されることを了承します。

署名(自署) _____

4 振込口座 (下記の太枠に振込口座が確認できる書類を添付すること。)

| | | | | | | | | |
|--------|--|-------|--|--|--|--|--|--|
| フリガナ | | 金融機関名 | | | | | | |
| 口座名義 | | 支店名 | | | | | | |
| ※申請者名義 | | 口座番号 | | | | | | |

例:通帳またはキャッシュカードを複写したもの、口座情報の照会画面を印刷したもの、等

| | | | | |
|--------------|------|----------|----|--------------|
| 教育委員会 使用欄 | 審査結果 | 認定 ・ 不認定 | 期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|--------------|------|----------|----|--------------|

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市教育委員会
教育長

印

〇〇年度 就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 児童生徒名 |
|-----|-----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

認定日 年 月 日 認定区分

認定理由

支給方法

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

| 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | | 支給対象費目 | 小学校 | | 中学校 | |
|---------|-----|----|-----|----|--------|-----|----|-----|----|
| | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 | | 学年 | 金額 | 学年 | 金額 |
| 新入学学用品費 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

支給予定額（合計） 円

備考 福津市就学援助規則第11条に該当することとなった場合、認定を取り消し、同規則第12条に基づき、援助費を返還していただきます。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第6号(第10条関係)

第 年 月 日

様

福津市教育委員会
教育長

印

入学前就学援助認定通知書

福津市就学援助規則第10条に基づき審査した結果、下記のとおり認定を行いましたので、通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校及び学年 学校 第 学年
- 3 認定期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 援助の範囲 新入学児童生徒学用品費
- 5 支給額 円
- 6 振込予定日 年 月 日 ()

※福津市就学援助規則第11条に該当する場合、認定を取り消し、同規則第12条に基づき、援助費を返還していただきます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会教育長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日福津市教育委員会
教育長 印

様

〇〇年度 就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

| 学 校 | 学 年 | 認定区分 | 児童生徒名 |
|-----|-----|------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

認定取消日 年 月 日

認定取消理由

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 福津市教育委員会 学校教育課
811-3293 福津市中央一丁目1番1号
TEL: 0940-62-5090

様式第7号(第10条関係)

| |
|---|
| 様 |
|---|

第 号
年 月 日福津市教育委員会
教育長 印

入学前就学援助不認定通知書

福津市就学援助規則第10条に基づき審査した結果、下記のとおり認定を行わないことを決定しましたので、通知します。

記

- | | |
|----------|--------------|
| 1 児童生徒氏名 | |
| 2 学校及び学年 | 学校 第 学年 |
| 3 不認定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 4 援助の範囲 | 新入学児童生徒学用品費 |

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福津市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福津市を被告（訴訟において福津市を代表するものは福津市教育委員会教育長になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

議案第17号

令和8年度福津市学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員
- （7） その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立神興小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|-------|-----------|------------------------|---------------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 富松 享一 | トミマツ コウイチ | 神興地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 青木 弓子 | アオキ ユミコ | 神興地域郷づくり推進協議会 | 子育て部会長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 福島 雅一 | フクシマ マサカズ | 神興地域郷づくり推進協議会 | 地域防犯防災部長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 奈須 匡隆 | ナス マサタカ | 元福津市立神興小学校PTA | 元PTA会長 |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 笠置 千晶 | カサギ チアキ | 主任児童委員 | 主任児童委員 |
| 6 | 1号 | 地域住民 | 八尋 雅彦 | ヤヒロ マサヒコ | 光陽台6区 神興地域郷づくり推進協議会 | 元区長 区長福祉部会長 |
| 7 | 1号 | 地域住民 | 天野 倫子 | アマノ トモコ | 元地域学校協働本部 | 福岡東中地域学校協働活動 推進員 |
| 8 | 2号 | 保護者 | 野口 尚洋 | ノグチ ナオヒロ | 福津市立神興小学校PTA | PTA会長 |
| 9 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 宇都宮 幸 | ウツノミヤ ミユキ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進委員 |
| 10 | 4号 | 校長 | 児島 由美 | コジマ ユミ | 福津市立神興小学校 | 校長 |
| 11 | 5号 | 学識経験者 | 成清 鉄男 | ナリキヨ テツオ | 北九州YMCA学園 | 日本語科講師 |
| 12 | 6号 | 行政機関の職員 | 石井 啓雅 | イシイ ヒロマサ | 福津市教育委員会 | 学校教育課長 |
| 13 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 安永 マリ | ヤスナガ マリ | 福津市立神興幼稚園 | 園長 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 赤間 秀典 | アカマ ヒデノリ | ひがしふくま真愛保育園 | 園長 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 占部 真澄 | ウラベ マスミ | 福津市立福岡東中学校 | 教頭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立上西郷小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|---------|-----------|----------------|--------------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 小山 博敏 | オヤマ ヒロトシ | 上西郷地域郷づくり推進協議会 | 副会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 末廣 隆 | スエヒロ タカシ | 上西郷地域郷づくり推進協議会 | 事務局 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 高階 涼子 | タカシナ リョウコ | 上西郷地域郷づくり推進協議会 | 子育て支援部会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 横山 清香 | ヨコヤマ キョウカ | 民生委員 | 民生委員長 |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 櫛原 純江 | ナラハラ スミエ | 見守り隊 | |
| 6 | 2号 | 保護者 | 小山 有紀子 | オヤマ ユキコ | 福津市立上西郷小学校PTA | PTA会長 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 中野 彰文 | ナカノ アキフミ | 福津市立上西郷小学校PTA | PTA副会長 |
| 8 | 2号 | 保護者 | 林田 祥 | ハヤシダ ショウ | 福津市立上西郷小学校PTA | PTA副会長 (学校連携代表) |
| 9 | 2号 | 保護者 | 大塚 悠 | オオツカ ユウ | 福津市立上西郷小学校PTA | PTA書記 |
| 10 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 水上 幸枝 | ミズカミ サチエ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 11 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 渡邊 志穂 | ワタナベ シホ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 12 | 4号 | 校長 | 太田 史子 | オオタ フミコ | 福津市立上西郷小学校 | 校長 |
| 13 | 5号 | 学識経験者 | 木下 伸生 | キノシタ ノブオ | 福岡教育大学大学院 | 特任教授 |
| 14 | 6号 | 行政機関の職員 | 佐々木 桃太郎 | ササキ モモタロウ | 福津市教育委員会 | 教育総務課長 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 阿部 泰治 | アベ タイジ | 福津市立福岡東中学校 | 校長 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立福間小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|-----------|---------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 岡田 和憲 | オカダ カズノリ | 福間地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 井上 美由紀 | イノウエ ミユキ | 福津市商工会女性部 | 筆頭副部長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 梅谷 寧次 | ウメタニ ヤスジ | 福間地域郷づくり推進協議会 | 事務局長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 中嶋 敏郎 | ナカシマ トシロウ | 集いの場「みどり」 | 管理者 |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 廣渡 策生 | ヒロワタリ サクオ | 見守り隊 | |
| 6 | 2号 | 保護者 | 眞鍋 明子 | マナベ アキコ | 福間小学校父母教師会 | 会長 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 松嶋 徹 | マツシマ トオル | 福間小学校父母教師会 | 副会長 |
| 8 | 2号 | 保護者 | 川村 真代 | カワムラ マヨ | 福間小学校父母教師会 | 副会長 |
| 9 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 山口 恵美 | ヤマグチ エミ | 福間小学校地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 10 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 岩熊 佐予可 | イワクマ サヨカ | 福間小学校地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 11 | 4号 | 校長 | 西田 剛信 | ニシダ タケノブ | 福津市立福間小学校 | 校長 |
| 12 | 5号 | 学識経験者 | 高瀬 竜一 | タカセ リュウイチ | 福岡教育大学大学院 | 教授 |
| 13 | 6号 | 行政機関の職員 | 波多野 哲平 | ハタノ テツペイ | 福津市教育委員会 | 新設小学校準備室長 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 西原 礼子 | ニシハラ レイコ | 福津市立大和保育所 | 園長 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 古賀 毅 | コガ ツヨシ | 福津市立福間中学校 | 教頭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立神興東小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|-----------|----------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 木下 重幸 | キノシタ シゲユキ | 神興東地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 樋口 英典 | ヒグチ ヒデノリ | 神興東地域郷づくり推進協議会 | 副会長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 野田 容徳 | ノダ ヨシノリ | 神興東地域郷づくり推進協議会 | 環境景観部会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 藤本 美和子 | フジモト ミワコ | 若木台自治会 | 元自治会長 |
| 5 | 2号 | 保護者 | 松尾 涼子 | マツオ リョウコ | 福津市立神興東小学校PTA | PTA会長 |
| 6 | 2号 | 保護者 | 奥田 沙映 | オクダ サエ | 福津市立神興東小学校PTA | PTA副会長 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 園田 辰幸 | ソノダ タツユキ | 福津市立神興東小学校PTA | PTA副会長 |
| 8 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 中里 恵子 | ナカザト ケイコ | 地域学校協働活動本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 9 | 4号 | 校長 | 的場 隆幸 | マトバ タカユキ | 福津市立神興東小学校 | 校長 |
| 10 | 5号 | 学識経験者 | 伊藤 克治 | イトウ カツジ | 福岡教育大学 | 教授 |
| 11 | 5号 | 学識経験者 | 金光 理 | カナミツ オサム | 福岡教育大学 | 教授 |
| 12 | 6号 | 行政機関の職員 | 林田 研史 | ハヤシダ ケンシ | 福津市教育委員会 | 学務係長 |
| 13 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 林 由美子 | ハヤシ ユミコ | 真愛保育園 | 園長 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 木月 佳子 | キツキ ケイコ | 若木台幼稚園 | 園長 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 村田 日奈子 | ムラタ ヒナコ | 福津市立福間東中学校 | 主幹教諭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立福間南小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|------------|----------------|--------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 西村 豊子 | ニシムラ トヨコ | 福間南地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 梶谷 博之 | カジタニ ヒロユキ | 福間南地域郷づくり推進協議会 | 防犯・防災部会長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 芳賀 邦子 | ハガ クニコ | 福間南地域郷づくり推進協議会 | 子育て・青少年育成部会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 手島 真喜男 | テシマ マキオ | 福間南地域郷づくり推進協議会 | 見守り隊 |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 安德 尊博 | アントク タカヒロ | いそどり真愛保育園 | 園長 |
| 6 | 1号 | 地域住民 | 村上 浩一 | ムラカミ コウイチ | イオンモール福津 | ゼネラルマネージャー |
| 7 | 2号 | 保護者 | 西野 涼 | ニシノ リョウ | 福津市立福間南小学校PTA | PTA会長（予定） |
| 8 | 2号 | 保護者 | 葛谷 美里 | カツタニ ミサト | 福津市立福間南小学校PTA | PTA元会長 |
| 9 | 2号 | 保護者 | 木下 雄基 | キノシタ ユウキ | 福津市立福間南小学校PTA | PTA元会長 |
| 10 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 足立 憲正 | アダチ ノリマサ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 11 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 井上 未来 | イノウエ ミキ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 12 | 4号 | 校長 | 村本 朗子 | ムラモト アキコ | 福津市立福間南小学校 | 校長 |
| 13 | 5号 | 学識経験者 | 松浦 賢長 | マツウラ ケンチョウ | 福岡県立大学 | 教授 |
| 14 | 6号 | 行政機関の職員 | 寺島 徹 | テラシマ トオル | 福津市教育委員会 | 文化財課長 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 八波 清彦 | ヤツナミ キヨヒコ | 福津市立福間中学校 | 教頭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立津屋崎小学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|-----------|----------------|---------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 山口 剛 | ヤマグチ ツヨシ | 津屋崎地域郷づくり推進協議会 | 安心安全部会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 前田 志津子 | マエダ シズコ | 聖愛幼稚園 | 副園長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 寺嶋 輝次 | テラシマ テルツグ | 津屋崎地域郷づくり推進協議会 | 子育て部会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 山川 隆昭 | ヤマカワ タカアキ | 宮司地域郷づくり推進協議会 | 子供110番隊長 |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 村瀬 泰和 | ムラセ ヤスカズ | 的岡自治会 | 自治会長 |
| 6 | 1号 | 地域住民 | 芹野 伊津美 | セリノ イツミ | 子ども見守り隊 | 津屋崎見守り隊 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 石村 絵里 | イシムラ エリ | 福津市立津屋崎小学校PTA | PTA本部役員 |
| 8 | 2号 | 保護者 | 金嶽 絵美 | カナタケ エミ | 福津市立津屋崎小学校PTA | PTA学校連携代表 |
| 9 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 上田 まゆみ | ウエダ マユミ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 10 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 西田 明日香 | ニシダ アスカ | 地域学校協働本部 | 統括地域学校協働活動推進員 |
| 11 | 4号 | 校長 | 安河内 友美 | ヤスコウチ ユミ | 福津市立津屋崎小学校 | 校長 |
| 12 | 5号 | 学識経験者 | 木下 伸生 | キノシタ ノブオ | 福岡教育大学大学院 | 特任教授 |
| 13 | 6号 | 行政機関の職員 | 藤岡 太郎 | フジオカ タロウ | 福津市教育委員会 | 参事兼主任指導主事 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 鷄尾 尚平 | ケイオ ショウヘイ | 福津市立津屋崎中学校 | 教頭 |
| 15 | | | | | | |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立勝浦小学校）

| c v | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|-----------|---------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 花田 孝信 | ハナダ タカノブ | 勝浦地域郷づくり推進協議会 | 事務局長 |
| 2 | 2号 | 保護者 | 中山 真一 | ナカヤマ シンイチ | 福津市立勝浦小学校PTA | PTA会長 |
| 3 | 2号 | 保護者 | 青木 裕子 | アオキ ユウコ | 福津市立勝浦小学校PTA | PTA学校連携 |
| 4 | 2号 | 保護者 | 飛来 靖子 | ヒライ ヤスコ | アンビシャス広場 | 代表 |
| 5 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 戸畑 貴子 | トバタ タカコ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 6 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 西田 明日香 | ニシダ アスカ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 7 | 4号 | 校長 | 國廣 信弥 | クニヒロ シンヤ | 福津市立勝浦小学校 | 校長 |
| 8 | 5号 | 学識経験者 | 高瀬 竜一 | タカセ リュウイチ | 福岡教育大学大学院 | 教授 |
| 9 | 6号 | 行政機関の職員 | 芹野 文彦 | セリノ フミヒコ | 福津市教育委員会 | 郷育推進課長 |
| 10 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 福田 ちなみ | フクダ チナミ | 勝浦小学校学童保育所 | 指導員 |
| 11 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 山根 奈緒 | ヤマネ ナオ | 福津市立津屋崎中学校 | 主幹教諭 |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立福間中学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|---------|-----------|-------------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 木本 圭子 | キモト ケイコ | 郷育カレッジ運営委員 | |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 中村 義輝 | ナカムラ ヨシテル | キッカケラボ | |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 池浦 保行 | イケウラ ヤスユキ | 池浦システムサービス | |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 増井 久美子 | マスイ クミコ | 福津市スポーツ推進委員 | |
| 5 | 2号 | 保護者 | 伊規須 さやか | イギス サヤカ | 福津市立福間中学校PTA | PTA会長 |
| 6 | 2号 | 保護者 | 田中 美恵子 | タナカ ミエコ | 福津市立福間中学校PTA | PTA学校連携代表 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 真鍋 くみ子 | マナベ クミコ | 福津市立福間中学校PTA | PTA学校連携代表 |
| 8 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 矢野 初美 | ヤノ ハツミ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 9 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 森 祥子 | モリ ショウコ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 10 | 4号 | 校長 | 吉住 美津子 | ヨシズミ ミツコ | 福津市立福間中学校 | 校長 |
| 11 | 5号 | 学識経験者 | 成清 鉄男 | ナリキヨ テツオ | 北九州YMCA学院（日本語科）講師 | 非常勤講師 |
| 12 | 5号 | 学識経験者 | 貴島 道拓 | キジマ ミチヒラ | 一般社団法人yagocolo | 代表 |
| 13 | 6号 | 行政機関の職員 | 千原 功大 | チハラ コウタ | 福津市教育委員会 | 指導主事兼教育指導係長 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 木下 美紀 | キノシタ ミキ | 福津市立福間小学校 | 主幹 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 赤星 堅太 | アカホシ ケンタ | 福津市立福間南小学校 | 主幹 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立福間東中学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|-------------|-------------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 木下 重幸 | キノシタ シゲユキ | 神興東地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 高木 文明 | タカキ フミアキ | 上西郷地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 富松 享一 | トミマツ コウイチ | 神興地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 眞鍋 光 | マナベ コウ | 郷育カレッジ | 運営委員 |
| 5 | 2号 | 保護者 | 松本 佑一 | マツモト ユウイチ | 福津市立福間東中学校PTA | PTA会長 |
| 6 | 2号 | 保護者 | 肥後 麻希 | ヒゴ マキ | 福津市立福間東中学校PTA | PTA副会長 |
| 7 | 2号 | 保護者 | 富岡 和恵 | トミオカ カズエ | 福津市立福間東中学校PTA | PTA学校連携代表 |
| 8 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 宮崎 絵美 | ミヤザキ エミ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 9 | 4号 | 校長 | 阿部 泰治 | アベ タイジ | 福津市立福間東中学校 | 校長 |
| 10 | 5号 | 学識経験者 | 伊藤 克治 | イトウ カツジ | 福岡教育大学 | 教授 |
| 11 | 6号 | 行政機関の職員 | 鶴口 真規子 | ウノクチ マキコ | 福津市教育委員会 | 主幹兼指導主事 |
| 12 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 鈴木 亜希子 | スズキ アキコ | 福津市未来共創センターキッカケラボ | コネクター |
| 13 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 高瀬 博 | タカセ ヒロシ | 福津市立神興小学校 | 教頭 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 村山 耕一郎 | ムラヤマ コウイチロウ | 福津市立神興東小学校 | 教頭 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 宮崎 和善 | ミヤザキ カズヨシ | 福津市立上西郷小学校 | 教頭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

令和8年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立津屋崎中学校）

| No. | 選出 | 区分 | 氏名 | フリガナ | 団体名 | 職名 |
|-----|----|---------------|--------|--------------|----------------|-------------|
| 1 | 1号 | 地域住民 | 秦 良江 | ハタ ヨシエ | 津屋崎地域郷づくり推進協議会 | |
| 2 | 1号 | 地域住民 | 財部 順一郎 | タカラベ ジュンイチロウ | 宮司地区郷づくり推進協議会 | 副会長 |
| 3 | 1号 | 地域住民 | 荻原 哲夫 | オギハラ テツオ | 勝浦地域郷づくり推進協議会 | 会長 |
| 4 | 1号 | 地域住民 | 久保田 聡美 | クボタ サトミ | 津屋崎アンビシャス広場 | |
| 5 | 1号 | 地域住民 | 石津 清博 | イシヅ キヨヒロ | 宮司地区郷づくり推進協議会 | |
| 6 | 1号 | 地域住民 | 阿部 康英 | アベ ヤスヒデ | 宮司地区郷づくり推進協議会 | |
| 7 | 2号 | 保護者 | 石橋 健 | イシバシ ケン | 福津市立津屋崎中PTA | PTA会長 |
| 8 | 2号 | 保護者 | 神田 亜由美 | カンダ アユミ | 福津市立津屋崎中PTA | PTA本部役員 |
| 9 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 西田 明日香 | ニシダ アスカ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 10 | 3号 | 地域学校協働活動推進員 | 寺師 俊介 | テラシ シュンスケ | 地域学校協働本部 | 地域学校協働活動推進員 |
| 11 | 4号 | 校長 | 今橋 修 | イマハシ オサム | 福津市立津屋崎中学校 | 校長 |
| 12 | 5号 | 学識経験者 | 長澤 五十六 | ナガサワ イソロク | 福岡教育大学 | 教授 |
| 13 | 6号 | 行政機関の職員 | 平角 玲子 | ヒラカド レイコ | 福津市教育委員会 | みらい教育係長 |
| 14 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 田中 弘太 | タナカ コウタ | 福津市立津屋崎小学校 | 教頭 |
| 15 | 7号 | 教育委員会が必要と認める者 | 野瀬 雄司 | ノセ ユウジ | 福津市立勝浦小学校 | 教頭 |

任期 令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで

議案第18号

福津市校区外通学等の運用に関する規程の一部を改正することについて

福津市校区外通学等の運用に関する規程（平成17年福津市教育委員会訓令第5号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市校区外通学等の運用に関する規程の一部を改正する訓令を制定する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福間南小学校の過大規模緩和策として、福間小学校を福間南小学校からの校区外通学先として就学を希望することができる小学校に追加するため、改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市校区外通学等の運用に関する規程の一部を改正する訓令
(令和8年4月23日福津市教育委員会訓令第 号)

福津市校区外通学等の運用に関する規程（平成17年福津市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「福間小学校、」を削り、「、神興東小学校」の次に「、福間小学校」を加える。

附 則

この訓令は、令和9年4月1日から施行する。

福津市校区外通学等の運用に関する規程(平成17年福津市教育委員会訓令第5号)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条 略 (運用の基準)</p> <p>第2条 保護者の申立てにより福津市教育委員会(以下「委員会」という。)がやむを得ないと認める規則第3条第2号及び第3号の規定は、次により運用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 規則第3条第3号の運用基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ _____福間南小学校及び福間中学校に通学する児童等が、神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校、<u>福間小学校</u>及び福間東中学校への就学を希望する場合</p> <p>エ 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> | <p>第1条 略 (運用の基準)</p> <p>第2条 保護者の申立てにより福津市教育委員会(以下「委員会」という。)がやむを得ないと認める規則第3条第2号及び第3号の規定は、次により運用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 規則第3条第3号の運用基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>福間小学校</u>、福間南小学校及び福間中学校に通学する児童等が、神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校_____及び福間東中学校への就学を希望する場合</p> <p>エ 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> |

議案第19号

福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定に係る諮問について

福津市教育懇話会に別紙のとおり諮問する。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

第2期福津市教育総合計画の次期計画を策定するため、福津市教育懇話会へ諮問したいので教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育懇話会規則（抄）

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて必要な調査及び審議を行う。

- （1） 教育総合計画に関する事項
- （2） 教育施策の推進に関する事項
- （3） その他教育委員会が必要と認める事項

8 福教総第 号
令和 8 年 月 日

福津市教育懇話会
会長 伊藤 克治 様

福津市教育委員会
教育長 薄 俊哉

福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定について（諮問）

教育基本法第十七条第二項では、その地域の実情に応じた市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

「あたたかな未来を創る 福津の教育」を基本目標とする第 2 期福津市教育総合計画の実施期間は、平成 31 年度から 8 年間となっており、令和 8 年度が最終年度となっています。そのため、令和 8 年度中に新たな教育総合計画（教育振興基本計画）を策定する必要があります。

次期教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたっては、「誰もが『未来の創り手』として育つまち」を基本理念とする福津市教育大綱（令和 8 年 3 月策定）や、国の第 4 期教育振興基本計画を参酌し、また、令和元年度に策定された福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」との整合も図りながら、学校教育分野に限らず、家庭教育やスポーツ、文化などの社会教育分野も含めて構成したいと考えているところです。

つきましては、新たな福津市教育総合計画（教育振興基本計画）の策定にあたり、貴懇話会のご意見、ご提案を賜りたくここに諮問します。

なお、勝手ながら下記の期限をもって答申をいただきますならば幸いです。

記

答申時期 令和 8 年 10 月 30 日まで

議案第20号

教育財産の取得に関する申出について

津屋崎中学校における校舎増築工事に伴う学校建物の取得について、下記のとおり市長に申出を行う。

令和8年4月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

記

取得する教育財産概要

| | |
|------|---------------|
| 設置場所 | 福津市津屋崎1丁目5番16 |
| 用途 | 中学校 |
| 構造 | 校舎：鉄骨造 |
| 階数 | 地上3階 |
| 建築面積 | 848.32㎡ |
| 延床面積 | 2,244.49㎡ |

理 由

教育財産の取得は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第4号により、長の職務権限とされているため、同第28条第2項の規定に基づき、市長に対して申出を行う必要がある。

また、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第2条第14号の規定に基づき、取得を申し出ることについて、教育委員会に諮る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
（長の職務権限）

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

(教育財産の管理等)

第二十八條 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

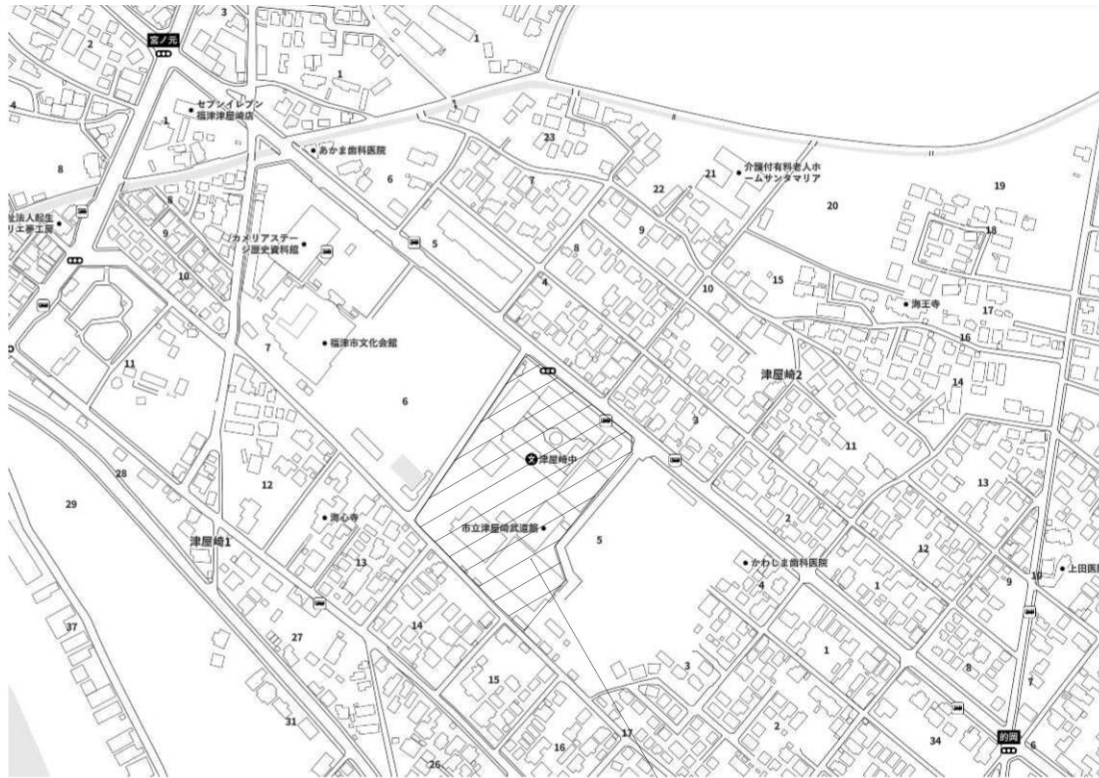
○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

(教育長に対する事務委任)

第2條 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(14) 土地、建物その他の重要な教育財産（1件の予定価格が2,000万円未満のものを除く。）の取得及び処分を申し出ること。

■設計概要



工事場所：津屋崎中学校
住所：福岡県福津市津屋崎1丁目5-16

附近見取図



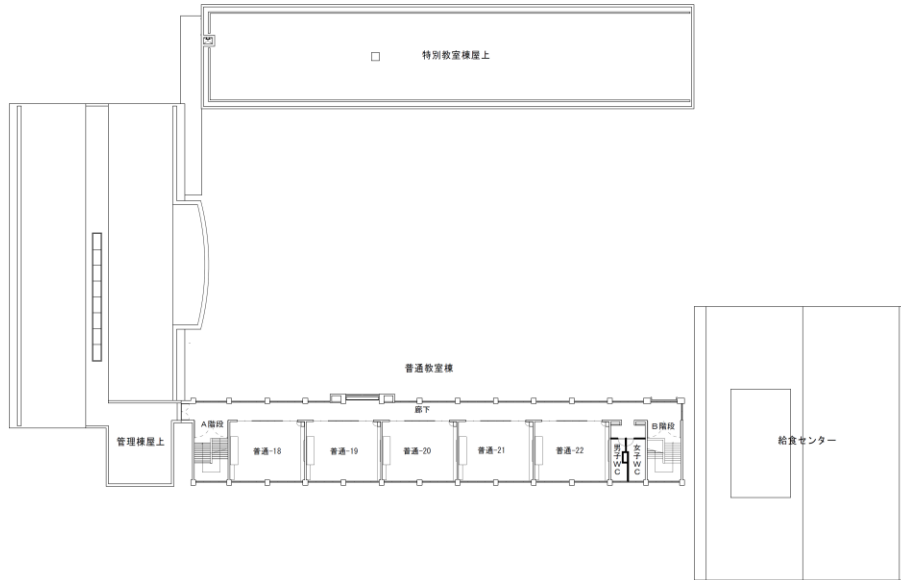
| | | | |
|------|----------------|--|--|
| 工事名称 | 津屋崎中学校校舎増築1期工事 | | |
| 工事概要 | 主要用途 | 中学校、渡り廊下 | |
| | 工事種別 | 増築 | |
| | 工期予定 | 令和 8年 10月 ~ 令和 10年 1月 | |
| | 地名地番 | 福津市津屋崎1丁目566-1の一部、566-108の一部、500-1、566-109 | |
| | 区域区分 | 都市計画区域内（区域区分非設定） | |
| | 用途地域 | 第1種住居地域 | |
| | 防火地域 | 法第22条地域 | |
| | 地域地区 | 高度地区(12m) | |
| | 敷地面積 | 16,026.49㎡ | |

| 増築建物 | | | |
|-----------|-----------|------------|--------|
| 該当建物 | 建築面積 | 延べ面積 | 備考 |
| 増築棟 | 848.32㎡ | 2,244.49㎡ | 今回申請建物 |
| 渡り廊下 | 53.52㎡ | - | 今回申請建物 |
| 小計(申請部分) | 901.84㎡ | 2,244.49㎡ | |
| 既存建物 | | | |
| 該当建物 | 建築面積 | 延べ面積 | 備考 |
| 管理教室棟 | 944.99㎡ | 1,727.51㎡ | |
| 特別教室棟 | 669.97㎡ | 1,170.00㎡ | |
| 普通教室棟 | 681.23㎡ | 1,883.00㎡ | |
| 多目的ホール | 397.94㎡ | 308.80㎡ | |
| 昇降口 | 254.62㎡ | 228.98㎡ | |
| 技術科教室棟 | 274.56㎡ | 232.14㎡ | |
| 給食棟 | 818.15㎡ | 1,549.58㎡ | |
| 卓球場 | 287.99㎡ | 285.74㎡ | |
| 受水槽 | 41.16㎡ | 41.16㎡ | |
| プロバン庫 | 23.27㎡ | 23.27㎡ | |
| ゴミ置場 | 6.60㎡ | 6.60㎡ | |
| 機械室 | 7.30㎡ | 7.30㎡ | |
| 体育館棟 | 1,823.67㎡ | 1,996.72㎡ | |
| 渡り廊下A | 44.80㎡ | 44.80㎡ | |
| 渡り廊下B | 28.60㎡ | 28.60㎡ | |
| 解放渡り廊下A・B | 51.82㎡ | - | |
| 小計(申請以外) | 6,356.67㎡ | 9,534.20㎡ | |
| 合計 | 7,258.51㎡ | 11,778.69㎡ | |
| 建蔽率 | 45.30 % | < 60 % | |
| 容積率 | 73.50 % | < 200 % | |

5 2階平面図

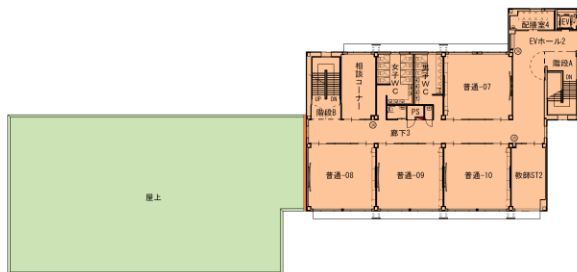


6 3階・R階平面図

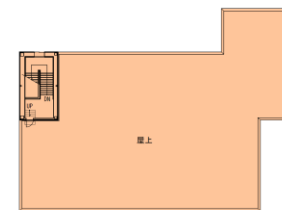


凡例

- 1期工事を示す
- 2期工事を示す



3階 平面図



R階 平面図

議案第 2 1 号

福津市公民館条例施行規則の一部を改正することについて

福津市公民館条例施行規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 2 2 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市公民館条例（平成 1 7 年福津市条例第 6 5 号）の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことにより所要の改正を行うもの。
これが、この議案を提出する理由である。

福津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
(令和8年4月23日福津市教育委員会規則第 号)

福津市公民館条例施行規則（平成17年福津市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、ホール及び舞台については、利用しようとする日(継続して2日以上利用するときは、その最初の日(以下「利用日」という。))の属する月の前12月から利用日前1月までに、その他の施設については」を削り、「、利用日の属する月」を「、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

福津市中央公民館利用申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

| | |
|-----|--|
| 署名欄 | |
|-----|--|

利用施設： 福津市中央公民館

| 利用日付 利用時間 | 利用施設・人数・利用目的(催し物名)・ 冷暖房使用料 | 基本使用 料 (円) | 減免金額 (円) | 支払料金 (円) |
|--------------|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|----|-------|----|----|--|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 原則、キャンセル、変更はできません。 | | 使用料合計 | | | | |
| 決 裁 欄 | 受付 | 係 | 係長 | 館長 | | |
| | | | | | | |

様式第 2 号(第 4 条関係)

福津市中央公民館利用許可書

年 月 日

氏名(団体名)
郵便番号
住所

電話番号
登録番号

施設使用の申込を下記のとおり許可します。

福津市中央公民館長 ⑩

利用施設： 福津市中央公民館

| 利用日付 利用時間 | 利用施設・人数・利用目的(催し物 名)・冷暖房使用料 | 基本使用 料 (円) | 減免金額 (円) | 支払料金 (円) |
|--------------|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--------------------|--|-------|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 使用料合計 | | |
| 原則、キャンセル、変更はできません。 | | | | |

様式第3号（第5条関係）

| | | | |
|----|----|---|----|
| 館長 | 係長 | 係 | 受付 |
| | | | |

福津市中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

申請者 住 所 _____

団体名及び _____

代表者氏名 _____

電話番号 () _____

福津市公民館条例施行規則第5条に規定する使用料の減免を下記のとおり申請します。

| | |
|------------------|------------------------|
| 利用日時 | 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 |
| 利用団体及び 利用予定者数 | 団体名 _____ 利用者数 _____ 人 |

福津市公民館条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第22号)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(施設、設備の利用)</p> <p>第4条 公民館の施設又は設備を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は_____</p> <p>_____</p> <p>_____、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前6月から利用日前日までに福津市中央公民館利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、申請書の提出期間を変更することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(施設、設備の利用)</p> <p>第4条 公民館の施設又は設備を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、ホール及び舞台については、利用しようとする日(継続して2日以上利用するときは、その最初の日(以下「利用日」という。))の属する月の前12月から利用日前1月までに、その他の施設については、利用日の属する月_____の前6月から利用日前日までに福津市中央公民館利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、申請書の提出期間を変更することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> |

福津市中央公民館利用申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

| | |
|-----|--|
| 署名欄 | |
|-----|--|

利用施設： 福津市中央公民館

| 利用日付 利用時間 | 利用施設・人数・利用目的(催し物名)・ <u>冷暖房</u> 使用料 | 基本使用料 (円) | 減免金額 (円) | 支払料金 (円) |
|--------------|------------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 使用料合計 | | |

原則、キャンセル、変更はできません。

| | | | | | | |
|-------------|----|---|----|----|--|--|
| 決 裁 欄 | 受付 | 係 | 係長 | 館長 | | |
| | | | | | | |

様式第1号（第4条関係）

福津市中央公民館利用申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

氏名(団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

| | |
|-----|--|
| 署名欄 | |
|-----|--|

利用施設： 福津市中央公民館

| 利用日付 利用時間 | 利用施設・人数・利用目的(催し物名)・備品 | 基本使用料 (円) | 減免金額 (円) | 支払料金 (円) |
|--------------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 使用料合計 | | |

原則、キャンセル、変更はできません。

| | | | | | | |
|-------------|----|---|----|----|--|--|
| 決 裁 欄 | 受付 | 係 | 係長 | 館長 | | |
| | | | | | | |

様式第3号（第5条関係）

| | | | |
|----|----|---|----|
| 館長 | 係長 | 係 | 受付 |
| | | | |

福津市中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

申請者 住 所 _____

団体名及び

代表者氏名 _____

電話番号 () _____

福津市公民館条例施行規則第5条に規定する使用料の減免を下記のとおり申請します。

| | | | |
|------------------|---------------------|-----------------|---|
| 利用日時 | 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 利用団体及び 利用予定者数 | 団体名 _____ | 利用者数 _____ | 人 |
| 利用責任者 | 住 所 _____ | 電話番号 () _____ | |
| | 氏 名 _____ | 緊急連絡先 () _____ | |

利用目的（具体的にご記入下さい。）

上記申請については、福津市公民館条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり減免する。

- 全額免除 (第5条第 項)
 半額免除 (ただし、冷暖房使用料を除く。) (第5条第 項 該当)

年 月 日

福津市中央公民館長 印

様式第3号（第5条関係）

| | | | |
|----|----|---|----|
| 館長 | 係長 | 係 | 受付 |
| | | | |

福津市中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

福津市中央公民館長 様

申請者 住 所 _____

団体名及び

代表者氏名 _____

電話番号 () _____

福津市公民館条例施行規則第5条に規定する使用料の減免を下記のとおり申請します。

| | | | |
|------------------|-----------|-----------------|-----|
| 利用日時 | 年 月 日 () | 時 分 ~ | 時 分 |
| 利用団体及び 利用予定者数 | 団体名 _____ | 利用者数 _____ | 人 |
| 利用責任者 | 住 所 _____ | 電話番号 () _____ | |
| | 氏 名 _____ | 緊急連絡先 () _____ | |

利用目的（具体的にご記入下さい。）

上記申請については、福津市公民館条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり減免する。

- 全額免除 (第5条第 項)
 半額免除 (ただし、照明 使用料を除く。) (第5条第 項 該当)

年 月 日

福津市中央公民館長 印

教育委員会スケジュール(実績)

| 月日 | 曜 | 事 項 | 時間 | 場所 | 委員 | 教育長 |
|-------|---|------------------------------|--------------|--------------|------|------|
| 3月26日 | 木 | 議会最終日 | 9:30 | 議場 | | ○ |
| 3月27日 | 金 | 防災会議 | 9:30 | 本館2階大会議室 | | ○ |
| | | 国民保護協議会 | 11:00 | 本館2階大会議室 | | ○ |
| | | 宗像地区教育事務連絡協議会 | 13:30 | 宗像市役所 | | ○ |
| | | 宗像地区実践交流会第3回実行委員会 | 15:00 | 宗像市役所 | | ○ |
| 3月30日 | 月 | 臨時管内教育長会議 | 8:20 | オンライン | | ○ |
| | | 長期研修合同研修会 | 10:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 3月31日 | 火 | 福津市教職員離任式 | 11:00 | 別館1階大ホール | ○ | ○ |
| | | 辞令交付式 | 15:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 4月1日 | 水 | 辞令交付式 | 9:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| | | 福津市教職員赴任式 | 14:00 | 別館1階大ホール | ○ | ○ |
| | | 年度始め校園長会 | 赴任式 終了後 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 4月2日 | 木 | 年度始め教頭会 | 15:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 4月7日 | 火 | 辞令交付式 | 8:40 | 市長室 | 村井委員 | ○ |
| | | 古賀竟成館高等学校入学式 | 10:00 | リーパスプラザこが | 農崎委員 | ○ |
| | | 光陵高等学校入学式 | 10:00 | 光陵高等学校 | | 宮原部長 |
| 4月9日 | 木 | 福津市立中学校入学式 | 案内文書 のとおり | 各中学校 | ○ | ○ |
| 4月10日 | 金 | 福津市立小学校入学式 | 案内文書 のとおり | 各小学校 | ○ | ○ |
| 4月11日 | 土 | 県立むなかた特別支援学校開校記念式典 | 10:00 | 県立むなかた特別支援学校 | | ○ |
| 4月12日 | 日 | 福津市子ども会育成会連絡協議会総会 | 10:00 | 福津市中央公民館 | | ○ |
| 4月13日 | 月 | 春の交通安全運動期間 街頭指導 | 7:30 | 福津市内 | | ○ |
| | | 校園長研修会 | 9:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| | | 福岡県市町村教育委員会教育長会議 | 13:30 | 福岡県庁 | | ○ |
| | | 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会 | 15:30 | 福岡県庁 | | ○ |
| | | 福岡県市町村教育委員会連絡協議会歴代会長・副会長を囲む会 | 17:15 | 福岡リーセントホテル | | ○ |
| 4月14日 | 火 | 福津市立神興幼稚園入園式 | 10:00 | 神興幼稚園 | ○ | ○ |
| 4月16日 | 木 | 教頭研修会 | 9:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 4月20日 | 月 | 庁議 | 9:00 | 庁議室 | | ○ |
| 4月22日 | 水 | 主幹教諭研修会 | 14:30 | 本館2階大会議室 | | ○ |
| 4月23日 | 木 | 令和8年福津市教育委員会第4回定例会 | 9:30 | 別館1階大ホールAB | ○ | ○ |
| | | 管内教育長会議 | 14:00 | 福岡教育事務所 | | ○ |

教育委員会スケジュール(予定)

| 月日 | 曜 | 事 項 | 時間 | 場所 | 委員 | 教育長 |
|-------|---|-------------------------|--------------|------------|----|------|
| 4月24日 | 金 | 議会開会予定 | 9:30 | 議場 | | ○ |
| | | 宗像保護区保護司会福津支部総会 | 10:00 | 別館1階大ホール | | 石井課長 |
| 5月2日 | 土 | カメラホールリニューアル誕生祭CAME Fes | 10:00 | カメラホール | | ○ |
| 5月3日 | 日 | ミヤジック高校生バンドバトル | 16:30 | イオンモール福津 | | ○ |
| 5月8日 | 金 | 庁議 | 9:00 | 庁議室 | | ○ |
| 5月9日 | 土 | 宗像区中学校PTA連合会総会 | 10:15 | 宗像市立大島学園 | | ○ |
| | | 福津市スポーツ協会総会 | 19:00 | 中央公民館 | | ○ |
| 5月10日 | 日 | 宗像区退職小学校長会総会・講話 | 10:00 | 宗像市役所 | | ○ |
| 5月14日 | 木 | 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会1日目 | 9:00 | 高知県高知市 | | ○ |
| 5月15日 | 金 | 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会2日目 | 9:30 | 高知県高知市 | | ○ |
| 5月16日 | 土 | 福津市立中学校体育祭 | 案内文書 のとおり | 各中学校 | ○ | ○ |
| | | 福津市文化協会総会 | 10:00 | カメラステージ | | 宮原部長 |
| 5月18日 | 月 | 庁議 | 9:00 | 庁議室 | | ○ |
| 5月20日 | 水 | 新設小学校開校準備委員会 | 19:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 5月21日 | 木 | 福津市教育懇話会 | 18:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 5月22日 | 金 | 管内教育長会議 | 14:00 | 福岡教育事務所 | | ○ |
| 5月23日 | 土 | 福津市立小学校運動会 | 案内文書 のとおり | 各小学校 | ○ | ○ |
| 5月26日 | 火 | 社会を明るくする運動 宗像地区推進委員会 | 10:00 | 宗像市役所 | | ○ |
| | | 福津市郷育推進会議 | 18:30 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 5月27日 | 水 | 福津市交通安全協議会総会 | 10:00 | 別館1階大ホール | | ○ |
| 5月28日 | 木 | 令和8年福津市教育委員会第5回定例会 | 9:30 | 別館1階大ホールAB | ○ | ○ |
| 5月29日 | 金 | 水防協議会 | PM | 別館1階大ホール | | ○ |
| 5月30日 | 土 | 津屋崎小学校運動会 | 案内文書 のとおり | 津屋崎小学校 | ○ | ○ |

6月の教育委員会定例会は6月25日(木)9:30~の予定です。宜しくお願いします。